

資料編

1. 事例調査等

(1) 首都圏・京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点

基幹的広域防災拠点は、都道府県単位では対応不可能な広域かつ甚大な災害に対して、国と地方公共団体が協力して応急復旧活動を展開するための施設です。

しかしながら、基幹的広域防災拠点の取り組みは、平成13年の都市再生プロジェクトの決定(首都圏における整備及び京阪神都市圏における整備の検討)以降であり、整備の実績や災害時の運用経験が非常に限られています。ここでは、現時点で整備済みまたは基幹的広域防災拠点の位置づけがある首都圏及び京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点施設の整備・検討動向・実績をとりまとめます。

■都市再生プロジェクト(第一次決定)(平成13年6月)より

1 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備

- (1) 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に、広域的な救助活動や全国や世界からの物資等の支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備する。
- (2) このため、国と地方公共団体の適切な役割分担を確保しつつ、地方公共団体を含む関係機関からなる協議の場を設定し、他の防災拠点との連携を踏まえた基幹的広域防災拠点の整備計画の策定に着手する。
- (3) なお、大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する。

2 大都市圏におけるゴミゼロ型都市への再構築 (略)

3 中央官庁施設のPFIによる整備 (略)

■現時点で整備済みまたは基幹的広域防災拠点の位置づけを持つ施設(調査対象)とその特徴

対 象		特 徴
①	[首都圏] 東京臨海部基幹的 広域防災拠点施設	<ul style="list-style-type: none">・首都直下地震など首都圏における大規模かつ広域的な災害に対応・近年整備された最新の基幹的広域防災拠点施設・1)有明の丘地区(東京臨海広域防災公園・有明の丘基幹的広域防災拠点施設)と2)東扇島地区(東扇島東公園)に分かれて整備・有明の丘地区は「首都圏防災のヘッドクォーター機能」を、東扇島地区は「緊急物資輸送機能」を分担
②	[京阪神都市圏] 堺泉北港堺2区基 幹的広域防災拠点	<ul style="list-style-type: none">・東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害に対応・港湾に立地し、基幹的広域防災拠点施設の「高次支援機能」の位置付け
③	[京阪神都市圏] 大阪合同庁舎第4 号館	<ul style="list-style-type: none">・東南海・南海地震や近畿圏の内陸直下型地震等の大規模災害に対応・都心部に立地し、災害発生時に府県域を越えて救援物資受け入れなどの調整にあたる「司令塔」の位置付け(ただし暫定施設)

① 首都圏における基幹的広域防災拠点

1) 検討の経緯

国では、都市再生プロジェクト（第一次決定）（平成13年6月）を受け、都市再生本部にて「首都圏広域防災拠点整備協議会」が立ち上げられ、首都圏における広域防災拠点整備に関する基本的な考え方、広域防災拠点の立地・機能等を内容とする「首都圏広域防災拠点整備基本構想」（平成13年8月）を決定しました。

■首都圏広域防災拠点整備基本構想（平成13年8月）より

- 1 趣旨・目的（略）
- 2 基幹的広域防災拠点の定義
 - ・「広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対して的確に応急復旧活動を展開するための施設」
 - ・被災時に国及び地方公共団体の協力の下、広域的な防災活動拠点として機能するだけでなく、平常時には都市のオアシスとして人々が憩う魅力的な都市空間として利活用
- 3 想定地震と対象地域
 - ・切迫性の高い南関東直下地震を想定し、中央防災会議や都県市による被害想定を参考
 - ・相模トラフ沿いの地震等による被害に対しても有効に機能するものと理解
 - ・埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（都県及び政令指定都市）を対象
- 4 首都圏における基幹的広域防災拠点の必要性
 - ・都県市単独では対応不可能な激甚災害の可能性が高く、周辺都県市や自衛隊、広域緊急援助隊、緊急消防援助隊等、各施設の復旧活動要員等への依存の可能性
 - ・複数都県市の同時被災による広域的オペレーションの必要性
 - ・海外からの支援に対する配分調整の必要性
 - ・圏域レベル、都道府県レベル、都市レベル、地区レベルまでが連携・連動した防災活動拠点のネットワーク化の必要性
- 5 基幹的広域防災拠点の機能・条件等
 - ・基幹的広域防災拠点が備えるべき機能として、本部機能の確保、被災地上空の安全確保、海外救援物資・人員の受け入れ、緊急輸送物資の中継地点、水・食糧等の備蓄、活動要員のベースキャンプ、医療体制の支援が必要
 - ・基幹的広域防災拠点に必要な条件は、交通手段の確保、通信手段等の確保、一般利用の制限、平常時利用
- 6 基幹的広域防災拠点の候補地
 - ・立地条件は、陸路・海路・水路・空路の多様な交通ネットワークの活用が可能であることと、空港・港湾付近等海外からのアクセスを考慮すること
 - ・複数の基幹的広域防災拠点による対応とし、互いが同時被災しないよう一定の距離（20～30km）を置いた複数の拠点で分担・バックアップを図ることが必要
 - ・広域的な防災拠点（立川広域防災基地、さいたま広域防災拠点、横浜海上防災基地）の現状を踏まえ、「東京湾臨海部」、「首都西部」、「首都北部」、「首都北東部」、「首都東部」が候補地
 - ・このうち、東京湾臨海部は整備する重要性・緊急性が高く、可及的速やかに整備する必要

あり

7 基幹的広域防災拠点の整備

- ・本部コア施設、活動要員のベースキャンプ、医療施設等の関連施設、平常時の有効利用（訓練・研修施設、研究施設、海外災害の支援拠点等）が必要
- ・被災規模を勘案し、本部施設等コア施設はおおむね 25～50ha、ベースキャンプとして約 400～900ha のオープンスペースが必要
- ・整備に際しては、災害時には国が主導した役割が求められる一方で、都縣市は広域オペレーションの対象となることから、都縣市にあっても一定の役割が求められ、住民対話、都市基盤の整備状況、整備手法選択の上、国・関係都縣市が協力して負担・整備する

8 基幹的広域防災拠点の運用（略）

あわせて、「首都圏広域防災拠点整備基本構想」に基づき、優先して整備する東京湾臨海部広域防災拠点に必要な機能、施設のおおまかな仕様等について整理し、「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備の基本的方向」（平成 13 年 8 月）としてまとめています。

■東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点整備の基本的方向（平成 13 年 6 月）より

1 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備の緊急性等

- ・当該地域の優位性・有効性については、「海運・水運の活用の可能性」、「空からのアクセスによる交通ネットワークのリダンダンシーの確保への期待」、「近年の産業転換によるオープンスペースの確保の容易さ」から指摘

2 東京湾臨海部において緊急に整備する基幹的広域防災拠点

- ・整備箇所は、「必要面積や交通等の条件が整っており、かつ、用地の適正確保（適正な権原の取得）等早期に整備の実現性がある箇所」

3 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の機能、施設等

「首都圏広域防災拠点整備基本構想」で整理した機能に対し、「必ずしも一箇所において全ての機能を確保する必要はなく、周辺施設利用による機能確保等も視野に入れる」としている。

4 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の整備（略）

5 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点の運用（略）

この後、首都圏広域防災拠点の候補地について多角的に比較検討し、「東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に関する整備基本方針」（平成 13 年 12 月）が策定され、緊急的・優先的に整備する箇所の考え方、整備の基本的な考え方等が示されました。

■東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点に関する整備基本方針（平成 13 年 12 月）より

1 目的・必要性（略）

2 施設整備の方針等（略）

3 整備箇所

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点は、東京都心部近傍で市街地をカバーできる位置である必要があるが、現状を見ればこれらの機能を一箇所ですべて発揮できるまとまった用地の確

保は困難

東京都臨海部及び川崎市臨海部において適切な機能分担を行い相互に補完することにより全体として一つの基幹的広域防災拠点の機能を発揮できるよう整備

4 整備・維持管理の考え方

東京都臨海部及び川崎市臨海部に一体として整備する重要性・拠点性に鑑み、整備にあたっては国が関係機関と連携して主導的な役割を担う

整備・維持管理手法については、既存の枠組みにとらわれず、その施設に最も適切な事業手法等を選定する

オープンスペースを適切に確保するため、公園・港湾緑地等の整備手法及び維持管理手法の活用を想定し、各種機能を担う施設については施設ごとに適切に整備手法及び維持管理手法を選定する

基幹的広域防災拠点の整備による便益を考慮し、国・関係都区市が応分の適正な負担を行うものとする。

5 運用の考え方（略）

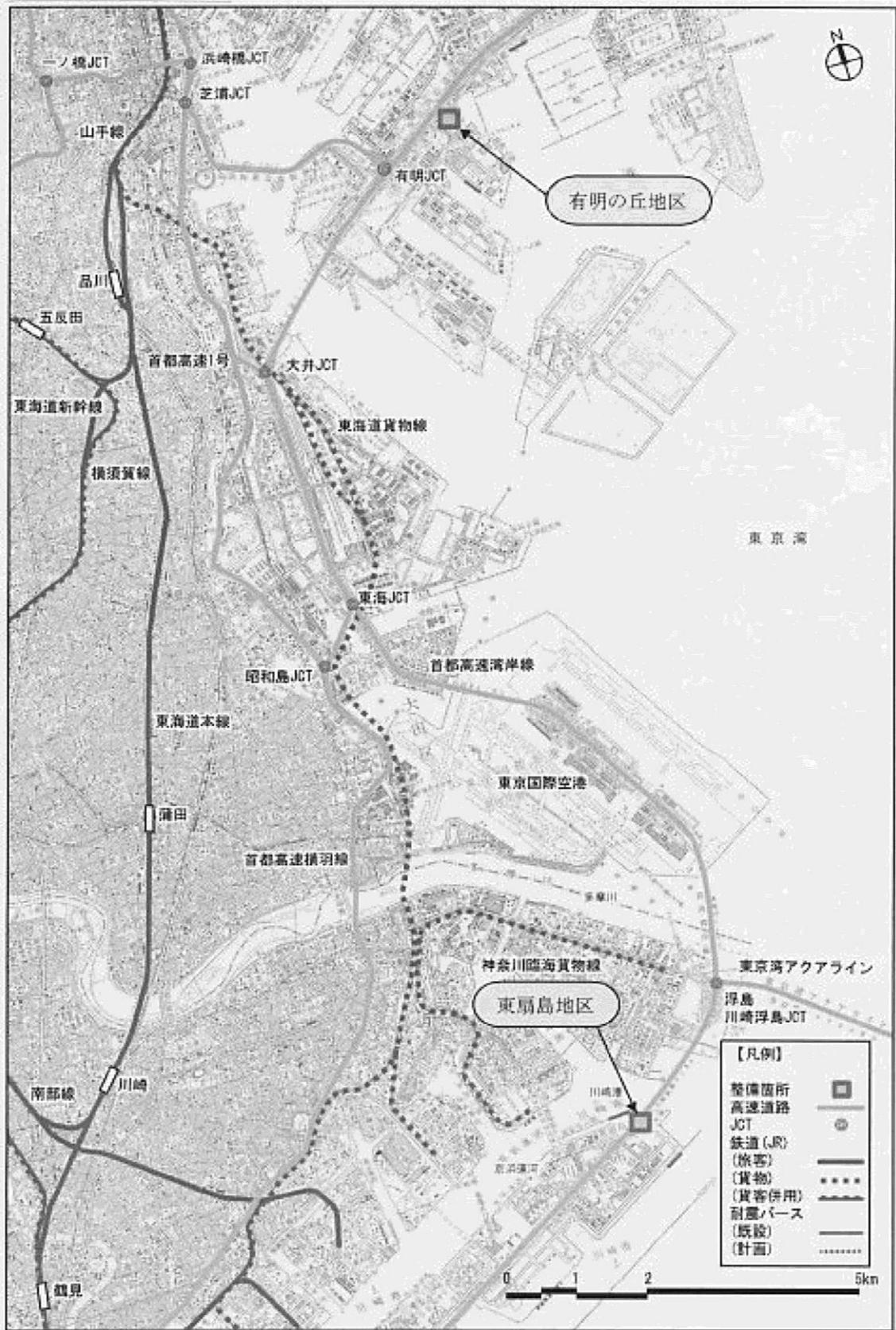
6 具体的整備に向けた今後の進め方（略）

この後、基幹的広域防災拠点の早期整備に向けて、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点に関する関係各機関・都州市の役割分担や整備する施設の概要等で構成した「東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画」が決定されました（平成 16 年 1 月決定、平成 16 年 8 月修正）。この中で、基幹的広域防災拠点の立地箇所（「有明の丘地区」、「東扇島地区」、「浮島地区」*の明記）、整備手法、各地区の計画内容（機能、面積、配置）が示されました（詳細は後述）。

※浮島地区は、東扇島地区との連携活用等を将来検討するとなっており、その後施設整備等には至っていません。

なお、この検討と並行して立地箇所が明らかになり次第（平成 14 年 7 月）、有明の丘地区では、公園施設については国営公園としての事業化や都市計画決定、都市計画事業承認を経て、平成 16 年度から工事着手がなされ、平成 20 年 6 月の本部棟の竣工、平成 22 年 7 月の広域防災公園開園を経て平成 23 年度に全面開園となっています。また、東扇島地区では平成 20 年度に供用開始となっています。

2) 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の整備箇所



(「第5回首都圏広域防災拠点整備協議会」会議資料より)